



開会挨拶：日本協同組合学会会長

中川雄一郎（明治大学政経学部教授）

第1報告：新勧告案の背景と意義・問題点

堀越芳昭（山梨学院大学経営情報学部教授）

第2報告：協同組合の現代的意義：ILOの視野から

堀内光子（ILO駐日代表）

第3報告：新勧告案に対する政府の見解

森實久美子（厚生労働省国際課課長補佐）

第4報告：新勧告案に対する使用者側の見解

臼井啓能（日本経営者団体連盟教育研修部課長代理）

第5報告：新勧告案に対する労働側の見解

田中光雄（日本労働組合総連合会国際政策局長）

第6報告：新勧告案に対する労働者協同組合の見解

菅野正純（日本労働者協同組合連合会理事長）

特別報告：新勧告案の趣旨と要点

テレシータ・デ・レオン

（ILO COOPNET/COOPREFORMプログラム

アジア太平洋地域コーディネータ）

特別報告への質疑：

コメント：白石正彦

（日本学術会議経済政策研究連絡委員会委員

／東京農業大学国際食料情報学部教授）

質疑応答・討論：

座長まとめ：

閉会挨拶：

2002年1月26日（土）日本協同組合学会主催の「協同組合の促進」に関するILO勧告案をめぐって」というシンポジウムが、青山学院大学渋谷キャンパスで開催されました。

当日は、かなりの冷え込みにもかかわらず、128人の参加者があり、政府側・使用者側・労働者側・協同組合側そしてILOのそれぞれの立場から、ILO勧告案への意見が示され、活発な質疑が行われました。

シンポジウムに参加した、協同総研の会員の方々に、特にお願いして、感想・意見・コメントをお寄せいただきました。

（編集部）

池田竜平（東京都 / 労働運動研究会）

このシンポジウムは日本協同組合学会主催ということで、様々な立場の意見が聞けたことがまず印象的でした。研究者、ILO代表、行政（政府）、経営者側、労働側、そして協同組合代表と。それぞれが新勧告に関して「今」と「未来」への期待をこめての発言がありました。こうした積み重ねが今後とも大事にされれば、きっと「協同組合法」制定への大きな力となってくるだろうと私も期待感を膨らませました。

内容面で印象的な点は、ILO駐日代表の堀内さんが「これから雇用が増えるのは大企業ではなく、中小規模の事業体しか想定されない。なかでも協同組合が重要です。」ときっぱりと明言したことです。日本ではリストラや名ばかりと言えそうなワークシェアリングによって、政官あげての「雇用確保」の大合唱にもかかわらず、事態はますます深刻化しています。「大企業では増えない」ことはまさに自明のことであり、あらためて日本のあまい幻想にたいする「釘」をさされた気持ちになりました。であるならば、「雇用」をどうするのか？協同組合の意味を今、そして未来に問う真摯な取り組みが様々な立場で必要ではないかと思えます。

次にILOの目標である「ディーセント・ワーク」です。「安全で安心して働くこと」だと私なりに理解しました。国際社会の観点で見れば今後10年間に5億人もの新規労働市場への参入があり、12億人が貧困層にとどまっているという視点も見逃せんません。日本でも「安全で安心できる労働」という観点は人として「よく生きる」という意味でももっと具体的に展開される必要があると思えます。

「豊かさとは生き方を選択できること」だといいます。ひとり一人がそれぞれのライフステージの中で、もっと自由にそして多様な価値観と生活感をもって働くことができるならば、もっと素晴らしい未来があるのではないのでしょうか？ その答えはまさに大企業にではなく、中小零細の分野で、そして協同組合の「原則」にこそ、大量生産・大量消費社会への歴史的なパラダイムとしてあるのではないかと思えます。シンポジウムがもっと日本社会へのメッセージを発信していければと実感しながら会を後にしました。

石見 尚（東京都 / 日本ルネッサンス研究所）

政府や他団体を交えての画期的なシンポジウムでしたが、異なる率直な見解を聞くことができ、大変よかったですと思います。協同組合学会は今後このような他流試合の機会をもてるようになることを望みます。

ところで、厚生労働省にたいする私の質問は、アフガニスタン復興会議にあるNGOの出席の可否について、例の「言った」、「言わない」の局所的問題とは違うのです。（この件については、私は低次元の処理ではなく、NGOの地位についての政治家、政府、国民の認識を、現在の世界の常識なみに改める観点から、国会での質の高い論議をすることを期待していますが、ここでは措くことにします。）

さて当日の私の質問は、厚生労働省の課長補佐がILO新勧告にたいする日本政府の見解として発表した内容が、勧告対象を既成法制による協同組合に限定することを提案していることに関するものです。これはILOが当初からあらゆる様態と形態の協同組合に通用する基準作りを目指すという新勧告の趣旨をまったく誤解ないし無視することになるのではないかと我が耳を疑ったくらいの驚きでした。日本の官僚は優秀だと聞くのですが、農林水産、通産、厚生労働、財務（共管）それに総務の関係省庁があって、このような誤読、誤解にも等しい対案しか出せないとは思いたくないからです。だから関係省庁のどの職責の水準の協議が日本政府を代表する見解になるのかと事実関係だけを質問したのです。本当に関係省庁のフォーマルの協議がどのようにして行われたか、その経過を知りたいのです。

私たちはNGOとして国連その他の国際会議に参加した経験をもつ者も少なくありません。そして国際会議において日本政府の意見発表が曖昧であり、問題を事務的に矮小化し、課題に正面から取り組まないことに歯がゆい思いをさせられたことが多いのではないのでしょうか。これは国内の裁量行政のしきたりを国際会議という国家意思を発信し合う場に持ち込むという時代錯誤からくるものと常日ごろ考えています。官庁の縦割りの情報の抱え込みと職務の分掌規定による担当者の形式的処理のやり方は、権限と責任のある顔が求められる国際社会には通用しないのです。ILOのような場合には、政府と民間団体が情報を共有し、「尊厳のある働き方」のような思想性のある問題提起には、真正面から意見表明することを、日本国民の一人として強く望むものです。

梅村敏幸（東京都 / 中央労働金庫労働組合副執行委員長）

私は昨年ILO総会「協同組合の促進委員会」に労働グループ委員として参加しました。

参加が決まるまで、ILOの実態や国際的な協同組合運動、その課題など、何一つ知りませんでした。そこで労働組合関連の文書を漁りましたが、現在の国際的協同組合運動や、労働運動との関わりについて触れたものは皆無でした。そんな中「協同の発見」は私のバイブルとなりました。

労働金庫で働く私は、アメリカ主導の金融戦略は地域金融の破壊をもたらし、貧富の格差を拡大させ、際限のないマネーゲームの結果として深刻な経済危機をもたらしており、これはどこかで規制をかけないとますますとんでもないことになる、と常々考えていました。

ILO「協同組合の促進委員会」での議論は、そうした私の問題意識に答えを与えてくれました。地域と密接なつながりをもち、ひとり一人を尊重しあう協同組合は、20世紀に噴出した一国政府では解決不可能な経済的矛盾を打開するための組織として注目を集めていました。

昨年採択された「勧告案」は、ディーセントワーク、ジェンダーの平等にも言及した労働者にとって非常に価値ある文書になっています。残念なことにわが国労働組合運動の中で、いまだにこのILO勧告案が持つ重要性について論議が沸き起こっていません。しかし今年のILOでの討議が重要であることに変わりはなく、時間は待ってくれません。

シンポジウムに参加して、労働組合からの主張・戦略がなく、残念に思う反面、協同組合学会の方々を中心とした議論が沸き起こっていることを心強く感じました。

大谷正夫（協同総研顧問）

今日的課題の解決に、協同組合の果たす大きな役割 新勧告案論議に思う

日本協同組合学会が“協同組合の促進に関するILO新勧告案をめぐる”と題するシンポジウムを開催し、多くの参加者をえて、新勧告案とそれが示唆する重要な意義について論議を深めたことは正に時宜を得たものであったということができよう。それは来る6月のILO総会で、本件が採択されるであろうという単に時期的な関連性からだけではない。国際協同組合同盟(ICA)の“協同組合のアイデンティティ宣言”(1995年)と国連の“協同組合の発展に支援的な環境作りを日指した指針”(案)とともに、3つの国際機関(それぞれ、国連の関連機関、民間団体、国連)による協同組合の基本政策が勢揃いすることになり、その、重要な一環をこのILO勧告は担っているからである。

ILO勧告は、いわば協同組合運動の今日的なグローバル・スタンダードについて、政府、使用者、労働者のそれぞれの側に、より進んだ理解をもたらし、世界規模と言ってもよい様々な課題に、協同組合が積極的に取り組むことのできる契機を提供するものだからである。新勧告案では正に今日的課題が多くちりばめられている。“ディーセント・ワーク”は前文でも強調され、雇用、ジェンダー、コーポレート・ガバナンスなどのキーワードもみられ、インフォーマル・セクター(ILOが使用した言葉)や社会的包括(排除にたいし)などもふれられている。また新勧告案は協同組合の基本については、ICAで定めた協同組合の定義や価値、原則をとりいれ、うまく旧勧告の優れた点と調和させている。定義において、組合員が積極的に参加するというのは継続させ、社会的、文化的なニーズというICAの定義を採用しているのがそれである。またさらに政・労・使と協同組合それぞれの役割をきちんと分けて整理もしている。

さて、協同組合に関するILO勧告について、政・労・使それぞれが、極めて認識がまだまだ薄いとの印象を持たざるをえなかった。またそのような率直な発言もパネラーからもみられたが、旧勧告が発展途上国向けであったせいだけであろうか。また条約(convention)でなく勧告(recommendation)であったためでもであろうか。ひるがえって協同組合陣営を考えてみても、例外ではなかったといっても良いのではなかろうか。その意味で新勧告について、日常活動と合わせ、折に触れた今後の普及活動が必要とされよう。

角瀬保雄（東京都 / 法政大学教授）

報告は6人と盛り沢山のため、一人当たり報告時間は短かったが、かえって簡潔にまとめられ良かったといえる。それに対して質問者のなかには、いつものことであるが一人で質問を独占するような長い発言があった。協同の精神に反するといわざるをえない。

内容であるが、それぞれの立場がはっきりと示され興味深かった。ILOが新勧告案をまとめた背景にはグローバル化によって生れた先進国を含む世界の構造的な失業問題があるが、政府代表の立場は一国主義の枠内にとどまっていた時代錯誤を思わせるものがあった。アフガン復興をめぐる外務省のNGOに対する対応問題をみるにつけ、保守政治家、官僚の遅れを思わざるをえないところである。

私は協同組合代表が使用者側の席についていたという菅野さんのレポートを興味深く読んだので、その点に関して質問をしたのであるが、菅野さん、司会者から反応があった以外には、一般には問題意識に乏しいのが現状といえよう。多くの協同組合には労使関係が成立しており、協同組合の労使双方から代表がでて、文字どおり政労使の三者協議となりうるのであるが、日本の現状（おそらく世界的にも）はそのはるか以前にとどまっている。連合、全労連という二つの労働組合側のナショナルセンターの現状はお寒い限りといえる。もっと大きな声をあげなくてはならない協同組合の単産、単組については、生協労連の桑田委員長から「来ているぞ」という発言があったが、現場レベルでどれだけの取り組みがなされているのか関心のあるところである。コープこうべのリストラは雇用に貢献すべき協同組合でそれができていないという皮肉な現状を示している。きびしくみていかなくてはならないであろう。矛盾の存在を認識した上での政労使の協議が必要になるのである。

所有・管理・労働を一体化した労働者協同組合についても、規模拡大にともない管理と被管理の分離の傾向は避けることが出来ないというのが私の持論である。労協連は使用者側に立つのか、労働者側に立つのかその立場が問われよう。労働者協同組合は歴史的に労働運動の中から生れてきたという点からするならば、労働側に立つべきと思われるが、世界の労働者協同組合の現状はどうであろうか。興味のあるところである。

協同組合関係者が一致して賛成の立場に立っていると思われる参加問題についても、立場の違いがあるから必要になるのであって、それを正しく見ないと、深まらないであろう。協同組合の役割は重要であるが、協同組合万能主義は正しくない。哲学者や経済学者の間で、協同組合に過大な幻想をいだけ議論がはやっているの、辛口の感想になったかと思う。

杉村和美（東京都 / ワーカーズコープアスラン）

今回のシンポジウムで、政・労・使、協同組合、それぞれの立場からの新勧告案についての見解を聞いたことは、大きな収穫でした。

内容では、ILO駐日代表・堀内さんの報告が非常に印象的でした。ひとつは、協同組合が《ディーセント・ワーク》を担う重要な組織（形態）であると述べられた点です。二つ目は、協同組合の社会的役割として、単なる雇用創出ではなく、働く人々の《エンパワーメント》を通じて《地域の人間開発》を行うと述べられた点です。三つ目が、《インフォーマル・セクター》の人々の権利向上、組織化に協同組合という形態が有効であると述べられた点です。

私が働く出版業界では、《フリーランス》という働き方をする人たちが膨大に存在しています。さらには、インターネット等の発達により《SOHO》で働く人たち（主に主婦）が増えてきています。こうした従来の《労働者》概念からはみ出した人たち、したがって労働組合がほとんど目を向けてこなかった人たちを組織化する《ツール》としても、協同組合は非常に有効であると確信することができました。

会場でも発言しましたが、新勧告を機に、これを単に《勧告文書の検討・作成》に終わらせるのではなく、日本においてもワーカーズコープ（協同労働という働き方）を広く深く根付かせていきたいと思います。そのためには、《労働者・市民による事業体》をネットワーク化し、お互いに情報交換できるような場をつくる必要があります。現在バラバラな状態で苦闘している人たちの声をつなぎ合わせることで、ひとつの《力》へと形成していけるのではないかと、改めて強く感じました。

杉本時哉（東京都 / 協同総研顧問）

日本協同組合学会の「ILO新勧告をめぐって」のシンポジウムに参加した。これまで学会に入りながら、何か飽き足りない感じで暫く参加しなかったが、今回のシンポジウムは画期的な初めての試みとして、胸のすく思いがした。学問や研究が歴史的文献漁りや現実社会の解釈と評論だけに流れて、実践との関わりに乏しい恨みを覚えていただけに、今回の試みに拍手した。

シンポジウムそのものも、日本の「ILO新勧告」の現実に係わる立場にあるILO駐日代表・政府側（厚生労働省）・経営側（日経連）・労働側（連合）の他、ジュネーブの討議に参加し、実践的に新勧告を受け止める労協連、がそれぞれの立場からの率直な見解表明を聞くことが出来、加えて学会及びILOアジア・太平洋地域コーディネーターのILO新勧告の解説を加えての目的・趣旨が、明確で興味深かった。とりわけ堀内光子ILO駐日代表の「ディーセント・ワーク」の提起には強い共感を覚え、この概念をめぐる検討を深め、社会を構成するすべての人々の認識の普及・共有の必要を痛切に感じた。私自身もこの普及・共有に実践的に係わってゆこうと決意させられた。

協同組合学会がこれを契機に、協同組合の理念の解説や、実践の評論的分析にとどまらず、実践的課題を引き続き追求してくれるよう期待する。



多木誠一郎（静岡県 / 浜松医科大学）

過去最悪の完全失業率が、ここ数ヶ月更新され続けている。雇用情勢が大変厳しくなっており、すぐに好転する見込みはなさそうである。また本格的な高齢化社会がすぐ目の前に迫ってきている。このような社会・経済情勢の中で雇うのでもなく、雇われるのでもない第三の道である「協同労働」には、注目すべき点が多々あると思われる。協同労働の促進は、時宜を得たものといえよう。協同労働の協同組合をより促進するため、「協同労働のための協同組合法」を制定すべきであるという主張に真っ向から異論を唱えるつもりはない。しかし今回のシンポジウムあるいはそれ以外の諸文献では、「なぜ今協同労働の協同組合なのか」については論じられているが、「なぜ今協同労働の協同組合法なのか」について十分に論じられていないのではなからうか。すなわち既存の協同組合法を利用して協同労働の協同組合を組織設計しようとする場合、どの条項が具体的にネックになっているのかが明らかでないと思われる。

このように述べると、例えば以下のように反論がなされるかもしれない。確かに労務提供者が組合員となる点において、協同労働の協同組合と共通する中小企業等協同組合法上の企業組合は考慮に値し、実際にも便宜的に企業組合という法形式をとっている事例も見受けられる。しかし次のような批判が当てはまる、と。 従事分量割戻しは損金算入が認められていない、 企業組合の従事者は、協同労働の「労働者」の特質である主体的・自立的存在でない。

上記 については、税制のあり方によって法形式の選択が左右されることは認められるが、本来税法の問題であって協同組合組織法プロパーの問題でない。問題点は税法の改正によって解決しうる。上記 については、企業組合と協同労働の協同組合の背景・理念は異なる。しかし想定されている企業組合の典型から離れ、法人格を取得するための「器」ないし「システム」として企業組合という法形式を協同労働の協同組合は利用すればよい。その際定款自治の範囲内で、同協同組合に相応しい組織設計をまず探ってみるべきである。適切な組織設計ができないのであれば、どの条項が足枷となっているのかを具体的に明らかにすべきであろう。そうすれば既存の法では問題解決できず、立法で解決せざるをえないことがより説得力を増すように思われる。

立法要求の前提として、なすべき作業が未だ残っているのではなからうか。これが、私の偽らざる感想である。

田村守保（東京都 / 日本労働者協同組合連合会）

1月26日ILO127号新勧告案をめぐる協同組合学会のシンポジウムが、青山学院大学で開かれた。このシンポジウムは、ディーセント・ワーク（安心して働ける条件が保障される尊厳ある労働）の実現や雇用創出における協同組合の意義と法整備の促進などがうたわれた今の時代にふさわしい新勧告案について、労働者協同組合代表・関係の学者研究者はもちろん、日本における政・労・使の代表、さらにILO駐日代表も参加する画期的なシンポとなり、「協同労働の協同組合法」制定に向けての大きなステップとなった。

振り返ってみると、厚生労働省が労働省であった時代から10年以上もかけて、労働省に対し、労働者協同組合というシステムによって雇用関係にない自主的な労働による事業・運動が進められ、一定の実績も生まれてきている、これからの社会的情勢のなかではますます拡大していくことになる、労働省の政策のなかに位置付けてほしい、法制化についても検討してほしいと働きかけてきた。しかし、労働省は現行労働法制が雇用された労働者を対象としており、雇用関係のない労働者はなじまない、法人格が必要なら企業組合を活用すればどうか、株式会社とどう違うのかなど、なかなかかみ合わなかった。ILOにおいて協同組合のことが検討されているようだから、情報を知らせてほしい、我々の要望意見を聞いてほしい、という働きかけにも「労働省がILOに関わっているのは、雇用された労働者・労働組合の問題であり、協同組合は守備範囲に入っていない」と答えるような状況であった。

これが協同組合学会の努力や堀内ILO駐日代表の熱心な働きかけもあり、オフィシャルな立場で、労働省が出席し「協同組合という形での働き方も、就業形態のひとつとして注目することは時宜にかなったもの、127号勧告の見直しは大変意義のあること」と発言したことは、もう少し踏み込んだ発言がほしいという思いはあるが、いままでの経過から考えて積極的な前進とみてよいのではないだろうか。

さらにいうならば、リストラ倒産がますます激しくなることが予想されるなか、従来手法だけでなく、1つの例であるが、倒産企業やリストラ部分などを労協方式で労働者に事業を引き継がせる、その場合に、一定期間資金の援助・低利の貸し付けなど、労働省は今日の社会経済情勢にかみ合った政策を大胆に打ち出すべきではないか。労協方式ということになればますます「協同労働の協同組合法」の制定についても検討を

急がれるわけである。

もう1つは、政労使の労としてわが国最大のナショナルセンターである連合がシンポジウムに出席し、「失業率が増大するなかで雇用創出が最大の目標、地元密着型の小規模サービス、事業に対する需要が増えていることを考えると、労働者協同組合という形態がもっともふさわしい分野もある」と述べ、さらに、「連合としても協同労働の協同組合法制化を進めることを事務局レベルで決定しており、政府や政党への制度政策の提言に含めるよう努めている」と表明してくれたことは最大の労働組合組織である連合と雇用失業問題および協同組合法の法制化での共同の取り組みが実現することであり、労働組合運動が新しい展開をめざしていることを示し、わが国における労働組合と労働者協同組合との共同・提携にとって1つの画期となるといっても言い過ぎではない。

従来は労働組合がややもすると正規職員の労働条件・企業内組合員の労働条件中心の運動であったという意見があったが、いまや、その枠を越えて雇用関係にない就労者、失業者、新しい働き方を求める人々まで包含した運動に踏み出したことを示しているし、「ディーセント・ワーク」という労働のあり方についても労働組合と労働者協同組合との間で検討と実践の共通の基盤が生まれ、さらに、就労創出に労働者協同組合の有効性が認知されてきたという点でも、われわれ労働者協同組合にとって有利な条件が出来たことになる。

笹森連合会長が雑誌「世界」1月号で、労働運動も転換の時代を迎え、従来の延長線や枠組みから抜け出すことが求められているという趣旨の発言をされていたが、共感する所が大きい。労働組合運動もかつて地域闘争というのがあった、今の時代においては団体間地域共闘も必要であるが、個々の組合員が地域で暮らす人間としてかかわっていくこと、またいわゆる団体に属しない人たちとのつながりも大事にしていくこと、そのような方向を啓蒙し実現していくことが大事になって来ているのではないか。退職後ににわかに地域とつながろうとしても、また、退職後あるいは退職直前に退職後の対応をかんがえても時期も遅いし本質的なものは出てこない。人と地域とのかかわりが問われ、人生80年とも100年とも言われている時代においては、現役バリバリの時から設計し実行をしていくこと、労働組合もそのプログラムを作る時代に入っているのではないか。

堀越真紀子（東京都／協同総合研究所）

協同総研で協同組合に関わるようになってようやく1年の私ですが、今回、シンポジウムの資料作成をお手伝いすることとなり、シンポジウムにも参加しました。そこでは政府、連合、日経連の政労使からの見解も聞くことができ、参加して非常に勉強になりました。

ILOの新勧告には、雇用、ディーセントワーク、ジェンダー、インフォーマルセクターなど国際的な諸問題に対する課題が含まれており、協同組合はその課題にむけてより積極的に取り組む必要があるし、また大きな期待が寄せられていると思います。そうしたなかで、各協同組合間での認識はどうなっているのかが大変気になり、農協や生協など他の協同組合の見解も聞くことができたらしめた。協同組合の法制度も各監督官庁ごとに縦割りで、政府代表の方のお話でも横に連携している様子が全く見られませんでした。今後もこのようなシンポジウムを通して、横のつながりを更に強め、ILO勧告に関して知識を広め議論を進めていくことが重要ではないかと思えます。



山岡英也（千葉県 / 協同総研会員）

まことに興味深いシンポジウムであった。

日本協同組合学会にとっても、ILO・政府・日経連・連合の代表者と討議をする初めてのチャンスだったはずだ。

ILOの「第127号勧告」はICAの1966年原則と時を同じくして採択されたが、それは米ソ冷戦の最盛期という時代背景下、発展途上国に向けたものだった。今回の勧告案はグローバリゼーション進展の下で全加盟国が対象という点が特徴的である。また、それだけにわが国における今回のメンバーにも当惑があったようだが、それぞれの立場に応じて相互に納得できる見解をお持ちだということが分った。6月の第2次討議に向けて一層認識が深まっていくことを期待しよう。

そこで厚生労働省の森實さんは、わが国の協同組合法制が個別化している実情から一般的に責任をもって対応できるセクションがないことを踏まえて、勧告の適用範囲は国内法令に従った形での、「すべての正規の形での協同組合」とするべきだとされる。

日経連の臼井さんは、協同組合が種類や国で機能化している状況から、あらゆる種類の協同組合に対応できるよう、採択すべき文書には単純性・普遍性・柔軟性が望まれるとされる。協同組合には特別の保護ではなく経済主体間の平等な競争市場の確保・維持を求めており、新勧告案で他の形態の企業等に比べて「不利にならない条件」を求めているのとは一見正反対に見えるが、機会均等という点で実は同じ事を言っているのである。

連合の田中さんは、第127号勧告が発展途上国向けだったことから、当初は日本とは関係ないと思ったと率直である。春闘が一段落すれば議論が深まるであろう。

また労協連の菅野さんが協同組合はILOの場では労働者側にも使用者側にも座りうる（発展途上国では政府側にも）性格を持っていることを指摘したが、労組の立場からは、ある種すわりの悪さとして映るであろう。

最後に感想。フィラデルフィア宣言では、水準としての「労働は商品ではない」が、（電力が商品であるのと同じく）労働力は商品であろう。また、インフォーマルセクターの統合に果たす協同組合の役割が求められているが、通常理解ではインフォーマルセクターとは政府統計で捕捉できない、地下経済を含む雑多な諸活動を指すので、統合のメリットは協同組合よりは税収増という点で政府の財政部門にありそうである

島村 博（東京都 / 協同労働法制化市民会議事務局）

IL0127号新「勧告」案をめぐる 社会的目的規定をめぐる

はじめに

シンポジウムについてのコメントを求められたが、ここでは、盛りだくさんの意義深い報告および質疑応答に即した感想ではなく、昨年ジュネーブで行われた「勧告」案をめぐる審議そのものについて、議事録(*)を素材として手短な検討を行い、協同組合理・研究者にとっての課題を導くことにする。むろん、「勧告」案は一定の水準に達している内容をもつものであり、ここを足掛かりとしてより積極的な内容のあるものをめざす立場は極めて正しい。しかし、ここでは、まがりなりにも「認識」を分かち合っていた論点を機軸として「勧告」案を全体として巡回させる視角からオープンに「勧告」案を扱っておきたい。

検討対象は二つの次元に絞られるだろう。一つは、共通認識と争点にかかわってのもの。二つには、合意・妥協に達している論点の表記の問題。ただし、ここでは、主たる課題意識に照らして後者については触れない。

「共通認識」とその問題性

さしたる応酬もなく成立していた「共通認識」は、巨視的にみれば、協同組合の社会的機能、定義および、この理解とは必ずしも折り合えない協同組合の「自助」をめぐるものであった。

議長(議事録整理番号 6。以下、番号のみを示す)は、まず、協同組合を「失業、社会的排除といった一連の社会・経済的諸問題に、より実効的に取り組ませる」必用を開示している。

当該発言に引き続く事務局長発言(8)は、「協同組合が収益性の必用とコミュニティの広範な利益とを均衡させているが故に、経済的および社会的発展を促進する上で成果を収めている」として「社会 = コミュニティ」との限定を行っている。同じ筋のことは、使用者団体側の次の言葉からも確認できる。いわく、「構造調整による諸問題の影響。一体を為しているグローバル化と通商の自由化。大失業をもたらし、一定の経済活動からの国家の召還をもたらしている金融危機。多数の人々が苦境に喘ぎ、貧困に突き落とされていること」といった「一連の諸要因が勧告第127号を最新のものにすることを至上命令としている」。そして、「協同組合は射程の広い社会的・経済的活動を最近ではカヴァーしている。故に、勧告第127号はもはや適当なものではなくなった」と。

労働側(18)も、曰く、「協同組合は、経済のいわゆる第3セクタ、すなわち、社会的経済の一部である。故に、協同組合と公的および私的企業との間には明確な区別がなされなければならない。協同組合は教会や慈善団体により設立される類の、第3セクタ内のその他の非営利企業とも区別され得る」と。

政府側においては、この点について特には反論が見られないが、スウェーデン(33)が「協同組合の社会的ディメンジョンと失業克服能力」について言及し、フランス(49)が旗幟鮮明な発言をしている。曰く、『……協同組合運動の特性を強調し、協同組合自治の諸要件を定義することが必要である。協同組合の社会的有用性は協同組合運動の眼目であり、フランス政府は、相互性の基礎、連帯原則を媒介とする社会的経済に協同組合が重要な貢献を為すものであることを確信している。……新しいタイプの協同組合、「社会連帯協同組合」がフランスの法制度上で導入されている。これは、コミュニティのようなローカルな水準で事業を行う社会的なアクターとアソシアスイオンとの間のシナジーを促し、アソシアスイオンが協同組合化することを可能にする。協同組合運動との対話というフランス政府の利益を反映して、フランス政府は「連帯経済」官房を設置した。新しいタイプの連帯が現代世界の主要な挑戦に着手するために必用であり、協同組合運動だけがこの挑戦を受けて立つことができる。ILOはこの挑戦を取り上げる最良のプラットフォームである』と。

ご覧のように、冒頭の議長発言の趣旨は、政労使3者ともに異論なしに受け入れている。しかし、それは実に奇異な話ではあるまいか。縷説するまでもなく、従来、「失業」そして欧州において長期失業を意味する「社会的排除」は、福祉政策の一環として国家が直接的移転なり再訓練・収容といった施策によって自ら責任を負った事柄であり、一般的な「社会・経済的諸問題」が協同組合にとっての課題となりえても第一義的にそれは公共の任務であったからである。だから、この点をあいまいにしたまま、つまり、市場および失業者問題への国家の介入責任、そして、そこからの撤退傾向を問うことなしに協同組合がかかる「社会的機能」を当然のように受け入れたことは、後々の議論の躓きの石となっている。

唯一明快な態度をとったのは、議事録からは、フランス政府だけであることが知られる。協同組合を第3セクタに位置づけるかどうかはともかくも、そこでは、「新しいタイプの連帯が現代世界の主要な挑戦に着手するために必用であり、協同組合運動だけがこの挑戦を受けて立つことができる」と述べている(ここでいう、「新しいタイプの連帯」については、本誌

第114号所収の照会を参照されたい)。

国家介入からの召還を問題視しない筋で、カナダ、イタリア、日本、スペイン、英国等主だったの政府は協同組合の目的中に「組合員の所得形成活動および持続可能な雇用を創出し、開発し」を挿入するべきであるとの追加提案を為し、これに呼応して労働側は「持続可能な雇用」を「持続可能なディーセントな雇用」と改めるべきだとの提案を行っている。つまり、「所得形成活動および持続可能な雇用を創出」するとの一見正当な提案は、労働側のイニシアチブによってではなく、政府側から提出されたことを看過するべきではない。協同組合の「社会的機能」が労働側も含めて無媒介に受け入れられた流れに沿って「目的」中にそれが規定される段では、「自助」組織本来の課題であるか否かの論議が必要であったはずで、そこでは社会的課題の解決をめぐる協同組合と政労使3者の新しいパートナーシップを構築する方向で議論が深められるべきであった。しかし、ここでも、結果として、公共的課題が「ばば抜きゲーム」のように組合員組織でありながら社会的機能を本来の「目的」として追求するとする協同組合に引き渡された。

むろん、協同組合が社会的機能を担うべきではない、ということをお願いしたいのではない。本来は公共の責任領域に属した課題を本来の「目的」とすることに進んで合意する高貴さは別として、ここでも、「ディーセントな」という形容詞を付加する以上の構想、思案があつてしかるべきであった、と言いたい。何故ならば、「原則」問題をめぐって使用者側およびアメリカ合衆国政府側が協同組合の「自治」についての言及は不必要である、と揚言すらしているからである。その意図はどこにあるのかの判断できないが、「結論」案は、しかし、ともかくも、さような課題を担うことを「目的」とする協同組合を「促進」するカタログを掲げている点では高く評価することができるものである。ただし、シンポジウムでの堀越報告で明らかのように、「各国政府の遂行責任と報告責任」とに関するパラグラフを欠いている。本年においては、上に帰したように、新自由主義的な国家的召還を所与のものとするのではなく、公共性の構造転換に沿った「定義」、「目的」、そして政府の役割りを論議を改めて行うことで、社会的機能を担う協同組合の促進を實のあるものにしていただきたいものである。

(*)Provisional Record, No.18, ILC89-PR18-318, 20 June 2001, PP.1-52